

(1) 配偶者の扶養申請

認定基準を満たしていることの他、下記条件に当てはまる者を扶養認定審査対象者とします。
また、下記に示す書類以外にも必要に応じて別途書類を提出いただく場合があります。

ア. 無収入の場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・被扶養者申請書(別居の場合または前年度等に収入がある者)
 - ・年金事務所および基金から発行される年金加入期間がわかる通知書
(年金受給対象年齢であって年金受給額が無い場合)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。

イ. パート等収入がある場合

(条件) パート勤務者等の勤務時間、勤務日数が一般社員のおおむね4分の3未満であること。

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・給与明細書(直近6ヶ月分の写)
 - ・被扶養者申請書(別居の場合または前年度の収入と違いがある者)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。

ウ. 年金等収入がある場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・年金支給決定通知書の写または年金裁定通知書の写
 - ・被扶養者申請書(別居の場合)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。

エ. パート等収入及び年金等がある場合

(条件) パート勤務者等の勤務時間、勤務日数が一般社員のおおむね4分の3未満であること。

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・年金支給決定通知書の写または年金裁定通知書の写
 - ・給与明細書(直近6ヶ月分の写)
 - ・被扶養者申請書(別居の場合または前年度の収入と違いがある者)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。